

○須坂市地域ケア会議設置要綱

平成30年 3月23日告示第63号

須坂市地域ケア会議設置要綱

須坂市地域ケア会議設置要綱（平成12年告示第22号）の全部を改正する。

（設置）

第1 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の48の規定により、高齢者個人の支援内容の検討による課題解決を通じて、地域課題や有効な支援策を抽出し、高齢者の支援を支える地域づくりを進めるため、須坂市地域ケア会議（以下「地域ケア会議」という。）を設置する。

（構成及び所掌事務）

第2 地域ケア会議は、次の表の左欄に掲げる会議で構成し、所掌事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

会議名	所掌事務
地域ケア個別会議	(1) 支援困難な高齢者等の個別課題の解決に関すること。 (2) 高齢者の自立支援に資する介護支援専門員のケアマネジメント実践力向上の支援に関すること。 (3) 高齢者の実態把握や課題解決のための地域のネットワークの構築に関すること。 (4) 個別ケースの課題分析等から地域課題の把握に努めること。
地域ケア推進会議	(1) 地域課題に対する解決策、改善策の検討に関すること。 (2) 地域づくりや資源開発の検討に関すること。 (3) 地域に必要な施策や事業の提案に関すること。 (4) その他、市長が必要と認めること。

（庶務）

第3 地域ケア会議の庶務は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるものを行う。

- (1) 地域ケア個別会議 須坂市地域包括支援センター
- (2) 地域ケア推進会議 健康福祉部高齢者福祉課

（組織）

第4 地域ケア個別会議の構成員は、当事者、その家族及び保健、医療、福祉等の関係者又は団体の実務担当者その他必要と認める者を須坂市地域包括支援センターが選定する。

2 地域ケア推進会議は、須坂市高齢者施策推進協議会条例（平成30年条例第1号）第1条に定める須坂市高齢者施策推進協議会をもって充てる。

（会議）

第5 地域ケア個別会議は、須坂市地域包括支援センター所長が招集する。

2 地域ケア推進会議は、須坂市高齢者施策推進協議会条例の規定による。

（個人情報保護）

第6 地域ケア会議の関係者は、法第115条の48第5項に定めるところにより地域ケア会議で知り得た秘密の保護に万全を期すとともにその知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（補則）

第7 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、地域ケア推進会議に係る部分については、平成30年7月1日から施行する。